

れにたよってくる件数もふえてまいりております。したがつて、これから四年間には相当新市場に向かってこれの要請が強くなり、その間に日本の技術競争力も相当につけてくるのではないか。国民所得に対しまして一・七%でございますが、それを今度の中期計画では二・五、六%に引き上げ、小さなペーセンテージに見えますが、その間の幅は非常に広いものでございますから、あらゆる施策をそこに注いでやっていくべきものだと思います。ただ、こういうものは、日限を限つてある目標を置いてそこまで努力してやってみて、それでできなかつたら次の段階をまた考えていく、こういうステップがどうも必要のよう思います。日本の技術は、先生の御質問のように一步おくれてスタートしており、今後もなかなか歐米に肩を並べるということはむずかしいという客観的な感じはいたしますけれども、性格的には、やはりある年限を置いて、そこまで努力を結集するといふことが必要ではなかろうか、それが时限立法としてまた今度延長したくえんではなかろうかと思います。

○石野委員 私が先ほど質問したのは、期限立法

として四年、四年とこういうふうに持つてくると

いうことは、施策としても非常にだらだらしてい

るようなことで、立法した意味というものはなく

なつていて、うつていても思われるわけですね。

う形でやつていくなら、いつそのこと恒久化する

ほうがいいんじゃないかな。しかし決して私はそれ

を望んでいるわけじゃないんですよ。いまのよう

なお話でしますと、結局やはりわが国の産業は、

先ほどのお話を、プラント問題はもう先進国にはとても出ませんよ。後進国だけにやりますよと

いうような形に実質的にはなつてているわけですね。これでは産業立国とか工業立国とかいう趣旨も十分に届きませんし、それからまた輸出増強という意味からいましても、いつでも、逆説的に

悪いものを何もわからないところに押し

つけるのですよということにもなつてくるわけだ。これでは政策としてはちつとも意味をなさな

れにたよってくる件数もふえてまいりております。したがつて、これから四年間には相当新市場に向かってこれの要請が強くなり、その間に日本の技術競争力も相当につけてくるのではないか。国民所得に対しまして一・七%でございますが、それを今度の中期計画では二・五、六%に引き上げ、小さなペーセンテージに見えますが、その間の幅は非常に広いものでございますから、あらゆる施策をそこに注いでやっていくべきものだと思います。ただ、こういうものは、日限を限つてある目標を置いてそこまで努力してやってみて、それでできなかつたら次の段階をまた考えていく、こういうステップがどうも必要のよう思います。日本の技術は、先生の御質問のように一步おくれてスタートしており、今後もなかなか歐米に肩を並べるということはむずかしいという客観的な感じはいたしますけれども、性格的には、やはりある年限を置いて、そこまで努力を結集するといふことが必要ではなかろうか、それが时限立法としてまた今度延長したくえんではなかろうかと思います。

○高島政府委員 まず第一の、先ほど大臣の御答

弁のありました後進国と先進国との将来の関係で

ございます。先進国と申しましても、中南米あたりは低開発国と言えるかどうか、オーストラリア

等中間的な国も相当ござります。そういう分野

にはかなり日本のプラント輸出も比較的有望に考

えられていくのではないか、そういう分野に進

出していくことがある意味でこれから一つのね

難なところではなかろうか、こういうなかなか困

れいに分けきれない点もあると思います。

○石野委員 最後に一つだけ言つておきますが、

今後四年間延長するのですが、この次も四年たつ

たら延ばすつもりでやつていくのですか。その点

は、非常にこれはむずかしい問題であると思いま

すが、あくまでも臨時立法という性格でいえ

ば、四年の間に力をつけて、行くところまでいき

たい、こういう気持ちでございます。しかし、技

術の点と、うのものは、単なる企業の経営力とかコ

ストとかいうものと違つて、ボテンシャルに大き

な格差があるのでないか、それが現在資本導入

問題その他のいろいろ論議を招いているゆえん

でございます。自信があるかとおっしゃられます

と、非常にむずかしいと思いますが、しかし、や

る当路の責任者としては、四年の間にあるメドを

つけたいという意味でいま申し上げた政策を通していかないといふ立場にあるものではない

か、そう考えます。

○島村委員 長谷川鉄也君。

○中谷委員 一、二点だけお尋ねいたしたいと思

うのですけれども、この法律は昭和三十四年に臨

時措置法として制定されましてから、昭和三十八

年に一部改正されている。そのときの会議録を拝

見いたしますと、一件しかこの問題になつたのは

ないじやないか、契約ケースはないじやないかと

いと思う。だから、もう少しこういう補助政策だ

けじやなくして、企業家自身なりあるいは産業自

身に力量を持たすというような方法を考えなけれ

ばいけないという点がこの点から出てくると思ひます。そういう意味では政府はどういうような施

策を考えているか、その点をひとつこの際聞かし

ていただきたい。

○高島政府委員 まず第一の、先ほど大臣の御答

弁のありました後進国と先進国との将来の関係で

ございます。先進国と申しましても、中南米あたりは低開発国と言えるかどうか、オーストラリア

等中間的な国も相当ござります。そういう分野

にはかなり日本のプラント輸出も比較的有望に考

えられていくのではないか、そういう分野に進

出していくことがある意味でこれから一つのね

難なところではなかろうか、こういうなかなか困

れいに分けきれない点もあると思います。

○石野委員 最後に一つだけ言つておきますが、

今後四年間延長するのですが、この次も四年たつ

たら延ばすつもりでやつていくのですか。その点

は、非常にこれはむずかしい問題であると思いま

すが、あくまでも臨時立法という性格でいえ

ば、四年の間に力をつけて、行くところまでいき

たい、こういう気持ちでございます。しかし、技

術の点と、うのものは、単なる企業の経営力とかコ

ストとかいうものと違つて、ボテンシャルに大き

な格差があるのでないか、それが現在資本導入

問題その他のいろいろ論議を招いているゆえん

でございます。自信があるかとおっしゃられます

と、非常にむずかしいと思いますが、しかし、や

る当路の責任者としては、四年の間にあるメドを

つけたいという意味でいま申し上げた政策を通していかないといふ立場にあるものではない

か、そう考えます。

○島村委員 長谷川鉄也君。

○中谷委員 一、二点だけお尋ねいたしたいと思

うのですけれども、この法律は昭和三十四年に臨

時措置法として制定されましてから、昭和三十八

年に一部改正されている。そのときの会議録を拝

見いたしますと、一件しかこの問題になつたのは

ないじやないか、契約ケースはないじやないかと

いうのが一つでございます。

こういった研究開発については、政府自身が

やっていかなければならぬ分野が非常に多いわけ

でございます。通産省の所管いたします国立試験

研究所の特別研究も、たしか十六億以上の予算に

なっております。そのほか大型プロジェクトの予

算も、今回二十七億程度まで増額いたすようにな

っておりました。政府みずからも試験研究に力を

入れていくという、こういう方向でいま進んでお

りますが、その辺での体質まで充実していくと

いうことが今後の政策の一番大事なところになつ

てくるということはまことにごもっともな点だと

思ひます。

○石野委員 最後に一つだけ言つておきますが、

今後四年間延長するのですが、この次も四年たつ

たら延ばすつもりでやつていくのですか。その点

は、非常にこれはむずかしい問題であると思いま

すが、あくまでも臨時立法という性格でいえ

ば、四年の間に力をつけて、行くところまでいき

たい、こういう気持ちでございます。しかし、技

術の点と、うのものは、単なる企業の経営力とかコ

ストとかいうものと違つて、ボテンシャルに大き

な格差があるのでないか、それが現在資本導入

問題その他のいろいろ論議を招いているゆえん

でございます。自信があるかとおっしゃられます

と、非常にむずかしいと思いますが、しかし、や

る当路の責任者としては、四年の間にあるメドを

つけたいという意味でいま申し上げた政策を通していかないといふ立場にあるものではない

か、そう考えます。

○島村委員 長谷川鉄也君。

○中谷委員 一、二点だけお尋ねいたしたいと思

うのですけれども、この法律は昭和三十四年に臨

時措置法として制定されましてから、昭和三十八

年に一部改正されている。そのときの会議録を拝

見いたしますと、一件しかこの問題になつたのは

ないじやないか、契約ケースはないじやないかと

いうことで、当時の速記録を私はずいぶん拝見し

ましたけれども、利用度が少ない、要するに法律

としてよく動いてないのではないか、こういうふ

うな論議がなされてゐるようです。その後、今度

の提案理由の説明で、かなり利用度がをえてきて

いるのだ、こういうふうな御説明なんですか

も、それにいたしましても、補償契約締結の限度

額が六十億でございましたか、そういう点から見

ますと、まだまだ利用度が少ない。そういうこと

は、一体業界の方々がこの臨時措置法の継続を望

んでおられるということなんですねけれども、制度

といいますか、法律の内容の中に利用しにくくも

のがあるのではないか。要するに、さらにこの制

度の面で考慮すべきものがあるのではないか、こ

ういうような点についてひとつお答えをいただき

たいと思うのです。

○高島政府委員 御指摘のように、第一回のとき

は一件でございましたが、今般は四年間に約十

件のものがこの制度にたよつてまいつております

。ただ先ほど申し上げましたように、この制度

でカバーをいたしましたのは、本来なら自分の責任

といいますか、輸出を担当した者としての果たす

べき責任であつて、相手方の責任で起つた事故

は

用としているものと、この制度を用いることになるかもしれないという形でのアプローチを受けつつある状況でございまして、今後の利用度は現在のベース、あるいは若干それよりは上回って上向きになってくるのではないかろうかというふうに推定をいたしております。

○中谷委員　いまのお答えなんですがれども、プラント輸出損失補償契約締結一覧表という資料を

いただいておりますが、たとえば昭和四十年度などはユーロ・スラビア関係へのいわゆる輸出契約といふのはかなりあるわけなんです。ただ先ほど私が申し上げましたように、補償契約締結の限度額が六十億ということになつて、それで、そちらで心配して、そこまで持つてきている。ところが補償金額は全然事故がなくていいのですけれども、そこまで締結されているものはない。これは利用が非常に少ないのではないか。これは一体どういうことなんだろう。それから、今後利用度が、利用されるのが若干上向いてくるだろうということなんですが、どの程度この法律を利用するか、この法律が活発に動いてくるかということ、その点の見通しについていま少し詳しく述べていただけませんでしょうか。

○高島政府委員 非常にごもっともな御質問でござりますが、契約の可能性とからみますので、非常に私どもも推定はむずかしいかと思います。

御指摘のございました六十億という補償額は、大体のプラント輸出の元金に直してみますと四百億円見当のものになりますから、約一億ドル見当に近い額を持っております。それは本年度で契約

が行なわれた際、将来生ずるであろう損失について政府がそこまで責任を持つ、こういう計算になつてくる額でございますから、現在の状況よりは若干上向いてくることを数字上は期待いたしております。しかし、それが確かにそうなるのか、こうおっしゃられますと、全体のブランドントが、はたして諸外国との競争を押しのけて、日本にテンダーが落ちてくるとか、いろいろの条件がからんでまいりますので、推定がむづかしく、われわれもちょっと見当がつきませんが、件数で見ますと、目下四件ないし五件程度の、この制度にたよらうという輸出があるという状況の把握をいたしておりますので、上向きの可能性があるのではないか、六十億というのも元金に換算をしてみれば、そろ少ない額ではないのではないか、こういうように将来を見通しております。

○中谷委員 いま提案をされておりますのは、限時法としての臨時措置法の効力を四年間延長するというだけのことですございまして、内容にわたつての改正がないのですけれども、業界の一部には、補償料率の問題につきましては若干むずかしい問題といいますか、計算のしかたもあるようで、すけれども、補償料を納めた、そりとして事故がなかつた、そういうような場合には補償料の一部は返還してもらつていいのじゃないか、こういふような要望もあるよう聞いておりますが、こういうような点については、もしそういうことにこの方法が改められるということになれば、利用度などもかなりふえてくるのではないかと思うのですがございますが、いかがでございましょうか。

る業者の人の心がまるとして、要するにそんじうふうな依存心というか、そういうようなものが、あってはいけないのだ、こういうようなお話だつた。実は、この法律の制定された当時の会議録を拝見してみると、こんな法律は、とにかくベルギーにもない、西ドイツにもない、フランスにもない、もちろんアメリカにもないのだ、要するにコンサルティング体制というのが非常に日本は立ちおくれているのだということが前提となつて、という御答弁といいますか政府の御説明が昭和三十四年ごろあつた。それで昭和三十八年の一部改正のときの会議録を拝見いたしました、やはりとばは、同じようなことばではありますけれども、立ちおくれがあるのだというところの御答弁があるわけなのです。そうして今度は、提案理由の説明を拝見いたしますと、やはり歐米諸国に比べて著しい立ちおくれがある。ですから、私は、今度初めてこの国会に出てまいつたのですけれども、昭和三十四年、昭和三十八年、昭和四十二年と、足かけ九年にわたつて、コンサルティング体制というのが著しい立ちおくれなのだ。そして先ほど局長がおっしゃつたようななかつこうの話で、依存する法律といいますか、しりぬぐいをする法律がつくられている。いつになつたら、こういううコンサルティング体制というものが確立するのか、少なくとも歐米に追つづくのかという問題が前提だと思います。ところが、この問題について、たとえば私はこのことが直ちに一つの例にならぬかどうかわかりませんけれども、コンサルティングをやつているところの会社の数なんといふものも、別に昭和三十四年ごろと昭和四十二年現在ではそう數もあえていないと思う。だから、これは一体いつまでたつても立ちおくれというふうな状況が打開できないのかどうか。こうなつてしまりますと、こういうふうに、局長がおっしゃつたような依存心というようなものが業者の中にあるといふような状態のもとで、この法律の適用を受けていくこという状態が続いていくということは、これはいけないことだと思う。この点について、

いつの御説明のときにも、コンサルティング体制というものが著しく立ちおくれてゐるということでは情けない。この点についてのひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○高島政府委員 若干事実に即して私から申し上げますと、確かに御指摘のように、最初の四年、次の四年、今度の四年ともに劣勢にあることは事業数は相当ふえております。四十台に団体等を入れまして達しているようでございます。しかし、これは數がふえることが決していいことではない、むしろ強い技術力を持った企業というものが育っていくことが大事だと思いますが、最近、ごく常識的な話で恐縮でございますけれども、東洋エンジニアリングとかあるいは千代田化工とか、科学機械関係では世界に相当名前が知れ出した企業も出てきている。そして先ほど御説明のありましたプラント輸出それ自体が輸出実績として一般的に伸びていて、全般としてやはり三十四年あたりの実績に比べますと、最近の実績というものは高いレベルにきております。三十五年あるいは三十六年あたりは、いずれも一億ドル台のプラント輸出だったのが、最近は三億五千万見当の数字に達てきて、こういうふうに一つの進歩は、ごく一面ではありますが、あると指摘してもいいのだろうかと思います。ただ最近弱っておりましては、このプラント輸出と申しましても、後進国とのところが、低開発国のところがございが悪いので、そちらに比較的なじみを持つてゐる日本としてはわりあいに売りにくいと、いうコンディションに立っております。共産圏のほうはかなり伸びておりますが、そういうた情勢がございまして、輸出面におきまして最近著しく伸びているとは言えませんが、前四年の最初の時期と比べてみると、相當に違つております。また国内的にも、これは技術でございますから、測定を量的に見ることは非常にむずかしいのでございますが、だいぶ会社自身も充実しつつあのことなんです。

〇中谷委員　社会経済開発計画の中では四十年代の挑戦ということを特に強調しているわけなんで、この問題については、ぜひともまた別の機会にお尋ねいたしますが、コンサルティング体制をどうして強化するかということについてもう少し具体的な御答弁をいただきたいと思います。

その次に私一つだけお聞きしておきたいと思いますが、これはコンサルティング体制の強化とながるかどうかは別といたしまして、日本プラント協会の海外事務所というものは現在全部で十六あるそうでございますが、その中で先ほどお話を出ました共産圏の貿易、ことに昭和四十年度にはユーロ・スラビアとの本件適用を受けましたところの損失補償契約というものがかなりあるようなんですがれども、ユーロ・スラビアの場合は、何か本部直轄ということになつていて、要するに、海外事務所というようなものがある方面にはないわけです。今後プラント輸出が伸びていくと思われる、たとえばシベリア開発が行なわれているといふに、海外事務所が設けられていいのは、これは設けられないのか、それともまた現在そういうところまでいっていないということなのか、この点についてひとつお答えをいただきたいと思います。

〇高島政府委員　東欧圏に事務所を置きますということは、あるいは共産圏一般に置きますことは、いろいろ通商上、外交上の一般的な問題がございまして、ジエトロ等におきましてもそれぞれ相当の折衝を要するのが実情でございます。

プラント協会につきましては、四十二年度の予算に、東欧圏を対象として考えまして、こういうふうに東欧圏のうちにはかなりございますから、

東欧圏を一つの対象として一ヵ所事務所を置きたいという気持ちで、その調査費を計上しておるわけでございます。ただ、これはいろいろと外交方面との相談をしてみませんと、うまくいくかどうか非常に問題が残ります。貿易、外交方面での一般的な姿勢とも調整をして、できれば置きたいという気持ちで進めておるわけでございます。

○中谷委員　じゃ、いまの点について通産省の御見解としては——地図を見ましても、ずいぶん広いところにとにかく全然海外事務所がない、見てみたら共産圏だ、という感じがするわけです。通産省としては、たとえばユーゴスラビアあるいはソビエトとすいぶん、ことにプラントの関係では明らかに、できるというふうな状態の中で、海外事務所を、日本プラント協会については業務を委託しておるですから、海外事務所を置かせるという方向で指導されるのかどうか、この点はいかがでございましょうか。

○高島政府委員　調査費の計上をいただいたことでもござりますし、今後関係各方面といろいろ折衝いたしましてその方向に行きたいと思っております。

○中谷委員　私はけつこうです。

○田中(武)委員　ちょっとぼくは関連して質問する。

石野、中谷両委員の質問に関連して質問いたしましたが、まず第一に、大臣、石野委員が、これは时限立法を続けるのじやなしに恒久立法をしてはどうかという質問をした。あなたは先日の提案説明のときに、政府といったしましてはわが国のコンサルティング体制が十分に確立せられるまでの間必要だという。そうすると、四年もたてば体制が確立するというお見通しなんですか。

○菅野国務大臣　四年の間に確立するかどうかということでいえば、まだ私自身は自信がありません。しかし、幸い日本のコンサルト制度というものがだんだんと利用されるようになってきたから、まあ四年の間にはこの制度はだんだんと確立するというつもりで、こっちへ行きたいと考えて

○島村委員長 塚本三郎君。

○塚本委員 委員長及び大臣にお尋ねいたしますけれども、実はしるうとでございますから、最初に運営のことでお聞きするのでござりますけれども、私案内がありましたこの委員会はすべて出席をしておつたつもりです。ところが、どういうふうに運営していくのか、あるいは内容がどういふものかということを——全く商工委員会として、私一年生でございますから、わからぬままに法案の中身まで審議して、二十八日に採決するというようなことを聞いて、何か内心大慨概しておるのです。というのには、一年生の者は夢中で勉強して委員会の走っていくのについていけといふようなり方で運営をなさつておるのかどうかといふこと、私はかつて三十二年に建設委員会において、私たれども、一年生で入ったときには、各局长さんたちが大体担当のことについて詳しく説明をしてくれまして、そして一年生でも大体、いわゆる法案の審議の中身からいろいろ説明していたいたい覚えがあるわけです。ですから、一年生でずっと入つてもわかったのです。今度は委員長の御招待もいたいたし、大臣からの御招待もいたいたけれども、担当局長がどなたなのかといふこともわからぬし、先輩の麻生さんに、一体答弁しているのは何局長だと言つたら、あれは貿易振興局長、ああ違つておつた、あれは重工業局長だというようなことなんですね。そういうふうな状態で、いわゆる各法案の担当の局長さんぐらゐは私どもも知つておらなければならぬと思うのです。それがいさつもなければ、きのうあたり大臣からきつとそういふふうなことの紹介でもあると思つておりましたら、何かお酒をいたいたいたらすつと帰つてしまつたようなことで、詳しくそういふこともわかつております。したがいまして、これは一年生の私だけでなしに、おそらくうしるおいでになる方も、同じような気持ちじゃないかと思うのです。ですから委員会の中で、特る委員会だと思うわけですが、それが置

いてきぼりを食つたような形で、こまかい一番ボ

イントだけを質疑応答なさつておられても、われわれはそこまでついていくだけでいいへん。

しかも、この調査資料をいたいたいのは、いまここでいたいたいのようなわけでござりますから、あ

わててそれを読んで追つかけようと思つても、なかなか追つかけられないというような状態でござります。この点に対し、これから次々と出てきまます法律案に対しましても、このままいかれてしまつたら、われわれは、もう少し内容を一つ一つ前に戻つて、先輩には申しわけないけれども、前に戻つて質問しながらでないと、これは進んでいかないと、私だけじゃないと思うのです。私どもは、プラントならプラントそのものも、全貌をもう少し先に説明しておいていただければそれはポイントだけの質疑応答で採決に持ち込めると思うのでござりますけれども、このままでいきますと、初めから、そのあとからやり直しをして聞いていかないと、不勉強だとしかられても、それでなければ責任が果たせないとと思うのです。そういう点で、この問題に

おいては、私あとで二、三點だけお伺いしていきたいと思いますが、これからの法律案につきましては、先輩の方は前から引き続いて大体わかつておるようありますけれども、一年生の者が一々ここで初めからやり直しをして、聞き直しをしてやるようなことになつたら、かえつて御迷惑だと思ひますので、この点だけ何とか御配慮をいただきたいたいと思いますが、この点委員長と大臣のほうは私どもも知つておらなければならぬと思うのです。それがいさつもなければ、きのうあたり大臣からきつとそういふふうなことの紹介でもあると思つておりましたら、何かお酒をいたいたいたらすつと帰つてしまつたようなことで、詳しくそういふこともわかつております。したがいまして、これは一年生の私だけでなしに、おそらくうしるおいでになる方も、同じような気持ちじゃないかと思うのです。ですから委員会の中で、特る委員会だと思うわけですが、それが置

たんですね。以前は、私が建設委員会におつたときには、相当一年生でも理解するほどのそういうことをやつてくれた覚えがあるわけです。ですが

それでも、この商工へ来ましたら、時代が変わつた

ものだからそういうふうになつてきたのか知りま

せんけれども、もう少しやはり全貌からして、

だかないと、私だけじゃないと思うのです。同じ同僚の新しい人たちも、いきなりこまかいところだけ言われても、全貌がわからないままに来てしまつておるのじやないかというふうに思うのでござりますけれども、この点大臣どうでしようか。

○田中(武)委員 議事進行。

いまの塚本君の発言は、委員会の運営ですか、大臣に答弁を求めるのは不適当です。したがつて、塚本君の御希望に合うように委員長のほうから答弁していただき、そして政府委員等はそれを聞いておるのだから、今後そういうことのないようにならかじめよく説明しておく、そういうことにしてください。これは、院の運営に対しても、先輩の方は前から引き続いて大体わかつておるようありますけれども、一年生の者が一々たいとも思ひますが、これからの法律案につきましてはまだ正確に資料がとらえられませんが、四月から十二月までのところで二億五千三百万ドルといふ程度のところにいつておりまして、これから年度末にかけての実績がそれについてくる、こういう状態でござります。

○塚本委員 よその国との比較をちょっと聞かしていただきたいと思うのですけれども、大体おもなプラント輸出を多くしておるが、たとえば三十九年、四十年あたりまで、どのくらいの程度、よけい輸出している国の金額が上つておるのか、その点、わが国との輸出の比較をちょっと聞かかしていただけませんか。

○高島政府委員 お答え申し上げます。諸外国のほうは、いまの狭い意味でのプラントにしぼつた資料がございません。船が入りましたり、車両が入りましたり、非常に広い範囲になつたものでの比較がござりますので、それで相対関係をごらんいただければと思ひます。日本はそういうベースに直しますと、六四年すなわち三十九年が九億一千七百万ドル、したがつてぐつと数字がふえるわけで、船あたりが大きなウエートを占めるのじやないかと思ひます。それに對しまして、アメリカは四十四億ドルという額に達しております。西ドイツでは三十九億ドル、イギリスが一十四億ドル、

印度、それからお聞きしたいと思ひます。

○高島政府委員 プラント類といいますものの範囲が一つ問題でござりますが、先ほどから御指摘がありましたように、総合的な機械として動き得

ます。そこいらを境にお考へいただきますが、三十

八年くらいから金額が多くなつてまいつております。そこいらを境にお考へいただきますが、三十

五年当時は一億六千八百万ドルという辺の数字でございまして、それが三十八年になりまして二億六千三百万ドル、ここでかなり大きくなつてきています。この点に対し、これから次々と出てきて、これから次々と出てきて、それで法律案に対しましても、このままいかれてしまつたら、われわれは、もう少し内容を一つ一つ前に戻つて、先輩には申しわけないけれども、前に戻つて質問しながらでないと、これは進んでいかないと、私だけじゃないと思うのです。同じ同僚の新しい人たちも、いきなりこまかいところだけ言われても、全貌がわからないままに来てしまつておるのじやないかというふうに思うのでござりますけれども、この点大臣どうでしようか。

○田中(武)委員 議事進行。

いまの塚本君の発言は、委員会の運営ですか、大臣に答弁を求めるのは不適當です。したがつて、塚本君の御希望に合うように委員長のほうから答弁していただき、そして政府委員等はそれを聞いておるのだから、今後そういうことのないようにならかじめよく説明しておく、そういうことにしてください。これは、院の運営に対しても、先輩の方は前から引き続いて大体わかつておるようありますけれども、一年生の者が一々たいとも思ひますが、これからの法律案につきましてはまだ正確に資料がとらえられませんが、四月から十二月までのところで二億五千三百万ドルといふ程度のところにいつておりまして、これから年度末にかけての実績がそれについてくる、こういう状態でござります。

○塚本委員 関連して、委員長招待や通産大臣招待のときに、それぞれ局長さんいらっしゃるのでござりますが、われわれが一人ずつ逆にいさつ回りせねばならぬような状況でもあるわけです。それはやはり、委員長のほうからそれぞれの局長はきちんと委員のほうに紹介をしていただくよう、そういうことも含めてひとつ委員長のほうで……。

○島村委員長 丁承いたしました。それでよろしくお聞かせください。

○塚本委員 それでは、そういうことでございま

すから、きょうは申しわけないけれどももう少し概略について、実態がわかりませんので、ちょっとお聞きしたいと思うわけでござります。プラン

ト輸出の補償の問題ですけれども、輸出をされた

委員会の運営は、まず理事会でどういうふうに持つていこうかということを各党の皆さんにおは

かりしまして、それでこういうふうに持つていこ

うじやないかということがきまつてから委員会を開くという段取りになつております。

役人のほうの問題につきましては、どこの委員

会でも、出席している政府委員を一々これはどう

だ、これはどうだというような紹介はしていない

そのほかフランス、イタリアあたりは九億ドルあるいは八億ドルといったところでございます。したがつて、日本の三十九年の状態で比べてみると、船が入っておりますから、かなり日本に有利になっているわけですが、フランスとは肩を並べ、イタリアは抜いておる、しかしにせありますドイツ、イギリスにはかなり劣つております、そしてアメリカ対してはその四分の一程度であるというのがプラント輸出の実績であるかと思います。これは年度によつて若干変化がござりますが、一つの類型的な年をとつてみればそういうことかと思います。

○塚本委員 これからの見通しでございますけれども、その比率というものはどんな形に、あるいはほかの鉱工業生産と同じように、わが国がその輸出の額においても、その大きな国々と比べて、それが追いついていくような傾向にあるのかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○高島政府委員 その点、先ほども御議論がございましたように、日本の輸出力というものは非常に劣つておるわけでございます。確かにここ十年ばかりで、相當にアメリカの技術を導入したことを中心といたしまして、かなりレベルアップはいたしましたが、相手は何ぶんにも巨大な技術ボタンシャルを持つておるということでおざいますから、その間格差が若干詰まりました。まだ非常に大幅の努力の余地が残っているように感じられます。したがいまして、これから先日本のプラント輸出がどうなっていくかという、その実力の程度とにらみ合わせてみますと、非常に予断がむずかしくなつてしまりますが、現在われわれのところにきておりますプラント輸出の商談は比較的多うございます。ふえていくと、それがいかと感じじります。ただ、これはあくまでも、入札をいたしましたり、そのほかこれが勝負をきめる材料でござりますが、日本に目をつけてまいつておる注文といふものは決して少くないようになりますので、これから技術の力を強くするための諸施策を懸命にやってまい

りますと、それによつて相当のところへ伸びていいことはできるだろう。しかし、アメリカを抜くことかいうことまで申し上げるのは、これはまた非常にたった違いの話、背伸びを考えることでもありますし、一步なり二歩なりの前進は目下しつつある途上にあるのじやないかというように推測をいたしております。

○塚本委員 そうしますと、追いつくとかいうことは無理にしても、逐年徐々にその幅を縮めると、いふ傾向にはなつていきつたつあるのですか。

○高島政府委員 これは正確に統計に基づいて御證明申し上げるわけにいきませんが、私どもの窓口で感じておりますところでは、最近、東南アジア諸国は外貨事情がよくございません。南米にもいろいろ問題がございますが、それにしてもはわりあいと注文が多いという感触を持っております。これは経済協力等を日本が相当やりましたことの反映もあるかと思ひますけれども、全体の情勢があまりよくなつていて、日本の伸びは比較的ありそだという期待感を持っています。

○塚本委員 この場合、後進国への輸出が多いようありますけれども、先進国に対しては全くこういう点は絶無になつて、いく状態でござりますか。それとも、あるいは先進国でも、ものによつてはこれから伸びていかれる、こういう見通しなんかどうでございましょうか。

○高島政府委員 一般的に申しまして、先ほど大臣のお話もございましたように、先進国、すなわち狭い意味でのヨーロッパ、アメリカ、これに入つていくということはなかなかむずかしいことであろうと思います。むしろ、向こうのほうが技術の本家である地域でござりますから、これはなかなか至難のわざでございましょう。ただ問題は、中南米あるいは豪州、ニュージーランドといふような、中間的な農業国で相当に所得が高い、あるいはカナダというような分野、これは日本に比較的機械その他でなじみが薄いところではございませんが、オーストラリアをはじめとして、かなりプラント類の輸出の可能性はあり得るのじやない

か、そういう分野は新しく市場として重く見ていく努力は続けるべきものではないかという感じがいたしております。

○塚本委員 日本では大体それに対応できるような実力がある会社といつたら何社ぐらいありますか。

○高島政府委員 これは先ほども御議論がございましたように、いわゆるコンサルタントとしては四十程度の企業があると思います。全部がこのコンサルタントの力で勝負がきまるわけではございません。その背景におります機械メーカー、あるいはむしろ製品の技術を持っておる日本の企業、たとえば肥料プラントでありますと、東洋高圧とか三菱化成、そういうような企業の技術力と、いうものが反映して出ていくわけござりますから、その測定のしかたは非常にむずかしゅうございます。しかし先ほどちょっと申し上げましたように、こういった企業がだんだんと世界的にも一つの評価を得つつあるよう見えます。日本の尿素プラントの建設技術といふものは、これは一例でございますが、かなり世界的にも評価されだと思います。こういった企業がだんだんと世界的にも続いて次々と出てくるならば、かなりの水準を維持できる希望がないわけではない、努力を結集していくけば、そういうことはある程度できていくという感じがするわけであります。

○塚本委員 プラント輸出の場合に、政府関係の金融機関が相当協力しておると思うのですけれども、この点、外国の場合の協力の度合いとわが国の協力の度合いと、大ざつぱでいいのですけれども、ひとつどんな程度になつておるか、教えていただきます。

○高島政府委員 ちょっとと正確に各国の例を承知いたしておりませんが、アメリカでございますと輸出入銀行、日本の輸銀に相当する機関がございまして、これが相当の援助をいたしておりますばかり、経済協力と申しますかいろいろな意味での協力の度合いと、大ざつぱでいいのですけれども、ひとつどんな程度になつておるか、教えていただきます。

にございます。日本の場合はそれに対して輸出入銀行がありまして、これは低利の金を融資をしていくという体制で、融資ベースでの応援をいたしております。そのほかに、間接にプラント需要をとがうことで申し上げるのは、これはまた非常にたつた違いの話、背伸びを考えてることでもありますし、一步なり二歩なりの前進は目下しつつある途上にあるのじやないかというように推測をいたしております。

○塚本委員 そうしますと、追いつくとかいうことは無理にしても、逐年徐々にその幅を縮めると、いふ傾向にはなつていきつたつあるのですか。

○高島政府委員 これは正確に統計に基づいて御證明申し上げるわけにいきませんが、私どもの窓口で感じておりますところでは、最近、東南アジア諸国は外貨事情がよくございません。南米にもいろいろ問題がございますが、それにしてもはわりあいと注文が多いという感触を持っております。これは経済協力等を日本が相当やりましたことの反映もあるかと思ひますけれども、全体の情勢があまりよくなつていて、日本の伸びは比較的ありそだという期待感を持っています。

○高島政府委員 この場合、後進国への輸出が多いようありますけれども、先進国に対しては全くこういう点は絶無になつて、いく状態でござりますか。それとも、あるいは先進国でも、ものによつてはこれから伸びていかれる、こういう見通しなんかどうでございましょうか。

○高島政府委員 一般的に申しまして、先ほど大臣のお話もございましたように、先進国、すなわち狭い意味でのヨーロッパ、アメリカ、これに入つていくということはなかなかむずかしいことであろうと思います。むしろ、向こうのほうが技術の本家である地域でござりますから、これはなかなか至難のわざでございましょう。ただ問題は、中南米あるいは豪州、ニュージーランドといふような、中間的な農業国で相当に所得が高い、あるいはカナダというような分野、これは日本に比較的機械その他でなじみが薄いところではございませんが、オーストラリアをはじめとして、かなりプラント類の輸出の可能性はあり得るのじやない

か、そういう分野は新しく市場として重く見ていく努力は続けるべきものではないかという感じがいたしております。

○塚本委員 日本では大体それに対応できるようないかと申しますが、アメリカでございますと輸出入銀行、日本の輸銀に相当する機関がございまして、これが相当の援助をいたしておりますばかり、経済協力と申しますかいろいろな意味での協力の度合いと、大ざつぱでいいのですけれども、ひとつどんな程度になつておるか、教えていただきます。

○高島政府委員 これはやはり各國の国力に応じまして、日本でいえば輸銀の出資、融資をどのくらい財政上応援していくかということもからんでまいりますが、日本の現在の経済力からすれば、非常に力を入れているというように感ぜられますが、それにさらにちょうどこの法律がございま

す。この補償法という形は、これはヨーロッパ、アメリカに日本の技術水準が劣っていることをある意味で補てんする立場に立ちます。したがって、他の諸国にはこういった例はございません。

○島村委員長 近江已記夫君。

○近江委員 先ほどからいろいろな質問があつたわけでございますが、わが国のプラント輸出の状況、件数から見まして、本法の適用といふものが契約件数が非常に少ないわけです。これにおきま

して、法律はあるけれども利用されてないという先ほど答弁があつたわけでございますが、どういふ点が契約締結に引かかっているか、もう少し具体的に御説明願いたいと思うわけです。

○高島政府委員 本件の利用度が、最近になりまして、四十一年にわたってはかなり多くなつてしまりましたことは先ほど申し上げたところでございますが、事の性質としまして、プラント輸出の全部がこの制度にかかるべくといふことは、これはある意味においてむしろ結果的には非常に行き過ぎになつてくるかと思います。日本の技術が劣つておると申しましても、最近は相当地追いついてきておるわけでありまして、こいねがわくは日本の独自の技術で世界にひとり歩きをしてもらいたい。ただひとり歩きができるない分野、たとえば肥料プラントで申しますと、非常に容量の大きいものを希望してまいつた、それは國內でまだつくったことがないとか、あるいは日本の市場として今までつき合つたことのないような場所との間に建設計画を責任を持ってやつていくということになったために、日本側のほうがそこにリスクを感じる、そういう場合にこの補償契約を締結してもらうということが一番制度のねらいでございますので、多少この制度によつてまた依存度が強くなりそうな気配がいま見えてまいつておりますが、その辺も勘案いたしますと、そう少ないと感じではないのじやなかろうか。しかしこの制度に依存してまいることは、同時に、新市場の開拓と申しますか、日本の出にくいとこ

ろに出ていくという感触の問題になつてまいりますので、それとのにらみ合わせで、やはりこれがふえていくことが新しい分野への育ちだ、こういう感じもいたすわけであります。したがつて、單なるエキ

一々の原因というものは非常に追及困難でございますが、具体的に申しまして、そう少ないと感じは持ち得ないのではなかろうかという気持ちでございます。これもしかし絶対的なものではございません。

○近江委員 いま具体的な点について、こちらの質問することについての明快な答えは得られなかつたわけでございますが、内容的に少しお聞きしたいと思うのですが、サブコントラクターの問題であります。これは要するに補償契約当事者の扱いをされるかどうかという問題であります。このサブコントラクターの場合は、中小企業の場合も非常に多いわけでございますけれども、その当事者になれるかどうか、この点を御質問したいと

思います。

○高島政府委員 サブコントラクターは、ひとつ協力者という形で、輸出契約の当事者になつてまいります。サブコントラクターとしての資格を十分にとりますためには、当該輸出契約の一環として責任を持つておるという体制が必要でござります。これはコンサルタントであります場合もありましようし、あるいは下請的なメーカーの場合もありましようし、商社がメインコントラクターで、一切のメーカーがサブコントラクターである場合もございます。いずれもこの運用にあたります。

○近江委員 それは要するに契約のときに明記す

としまして、その概念の中に契約当事者として扱つてやるたまえになつております。

○高島政府委員 補償金の交付の一つの契約でござりますから、あくまでも契約の当事者になるた

てまえでなくてはいけない。したがつて、輸出契約の中で、メインコントラクターと同時にサブコントラクターと同じようにサインをいたしまして、その中で当事者という資格になつておるということが要件であります。

○近江委員 そのサインをしない場合といふのは、やはり多くの企業があらゆる要素が含まれておるわけです。その人についての適用はどうなつていますか。

○高島政府委員 制度といたしましては、サインをして契約当事者になるということがあくまで要件でございます。たゞ、われわれのほうの希望及び指導といたしましては、プラント輸出の当事者というものはいろいろな面でおるわけであります。そういう人は、あとで問題が起つた場合、こういった制度があるから、その中にちゃんと乗つかつて極力こういう形でやっていく。通常商社が輸出者になるのが非常にケースとして多うございます。その場合に、商社だけでなく、メーカーの中に入つていく。そうすると、本法の適用のこりやくがある、あるいはコンサルタントの点で補償するという場合がございます。それはむしろコンサルタントのほうがメインみたいなものでございますが、契約の形は輸出者という方式をとる場合が多うございますから、そういう場合にはコントラクターの中にサブコントラクターとしてコンサルタント的な人が入るという形に指導をしておるわけであります。

○近江委員 要するに、中小企業のサブコントラクターの保護政策です。それがサインをしていなければそういう商社なりその責任にまかすのだ、こういう感じなんですが、要するに、輸出を振興しなければならない。そういう点においてほんとうにみんなが協力をして、いいものをどんどん輸出していく。こういった安心して取組めるという制度を今後考えていらっしゃるかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○高島政府委員 本法の適用といたしましては、

適用者は補償料を負担してもらって、そしてやつていくという制度でもございますので、当事者にていくという観念だけははつきりいたしてもらう。ただ、当事者になります場合に、輸出者というこ

とばを非常に狭く解釈いたしまして、単なるエキパートであるという形の運用はむしろしないで、コンサルタントでも、あるいは他のメーカーでもこの中に入つてきてもらえば対象になります。こういう扱い方をして締めくくりをいたしておる次第であります。

○近江委員 それから、この当該補償契約の締から要するにその保険金を払い込むわけであります。それが、全額納付するまでの段階に期間がありますが、その間に中途において何らかの形で損害がはつきりした、こういう場合においては、その間に中途において何らかの形で損害がはつきりした、そういう場合においては、全額払つてない場合もこれは支払いするわけです。そこまでいきまして、そしてそこで事故というものを最終的に認定して払つてまいる。こういう体制に相なっております。中途のところで起こりますたごたごたは補償期間の満了を待つてすべて総合的に判断して支払いをさせていく。こういう形になります。

○近江委員 わかりました。満了期間ですね。それから、先ほどのてん補率の問題とか、それから保険料の払い込みの問題とか、そういう点について、これは今回の期限延長におきまして全然何ら処置がなされていないわけですが、積極的にこういう制度を輸出振興の上からもつと推進しなければならない。こういう点から非常に考えなければならぬ問題が相当あると思うのです。こういう点について業界からいろいろな声があると思ひますけれども、積極的にそれを採用していく

意思があられるかどうか、それをお聞きしたいと思ひます。全然これにあらわれないわけですが……。

○高島政府委員 本件の制度は三回目の延長となつておりますが、過去の実績が、最初のときは一件しかなかつたというので、これは全くどういふ動きをしておるか実態はつかめていない段階でございます。今度の段階でも十件ほど出てまいつておりますが、いずれも四十年、四十一年という最近になってから出て契約をした形になつておりますので、制度自身の運用に即してのある実績と歴史がまだ残念ながらないような状態でございます。これは民間側からいいますと、むしろ経済負担がないことを極力こいねがうという気持ちが徹底してあると思います。ほんとうを言えば、補償料もゼロで、てん補を一〇〇%やつてもらつて、国が全部しょい込んでくれればいいのだという気持ちは当然最大限度としてあるかと思います。それに即しまして、三十八年には一度料率を一割から七%まで下げて模様を見たわけであります。それと今回十件ほどふえてきたということは必ずしも結びつかないと思います。これは時勢がプラント輸出が相当日本も軌道に乗り出したという現在の証明であろうと思いまして、料率とはあまり結びついていないように現在のところは判断しておりますが、料率の問題につきましては、これは政令事項でもございますので、来年度あたりにかけまして、いろいろ業界の意見も聞いて、前向きに検討をしてみたいと思っておりますが、ただ、本制度自身があくまでも自分の責任といいますが、本来ならば自分の力が強ければ事故にならない、自分にリスクがきておる責任の問題がどうなるかの問題もありますから、企業自身に、自分の技術を上げて、自分でそういうことのないようとするという努力の気持ちは残していかなければならぬ。したがつて、まるがかえがいいのか、きびしいのがいいのかといふ中間に問題を持つていかなればなりませんが、それが現在のところ、この制度でいいかどうかは、これは具体的に事態の進

展に応じつつ考えてまいりたいと思つております。

○近江委員 ほんとうは会社がそれをなにしていくのが本来である、このように言われたわけであります。が、先ほどからしばしば、わが国のコンサルティング体制が非常に弱体であるようなこともおっしゃつたわけでありますけれども、これに対する輸出振興の面から考えまして、どうして今後の輸出振興の面から考えまして、どうしてその体制を強化しなければならない。これの明快なる政府の対策というものはあまり聞かれなかつたわけであります。この点につきまして、私も、次の機会に皆さんのはうから具体的なそういう体制強化の方法をお聞きしたいと思うのですが。きょうは用意なさつておらないようではありますから、次の機会に譲りたいと思いますので、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思う。

○高島政府委員 対策項目としまして、先ほどお答え申し上げた輸出それ自身に即しての制度と申しますよりは、国内でからだが強くなつてくれば、そういうことが一番大切だという気持ちでございます。それで、私どもの現在やつております対策といいたしましては、民間企業の技術開発力を強めるためだけを申し上げて恐縮でございますが、大体ことの新政策の最重点は、技術振興にあると、工業技術院の各試験所でございます。ここでやつております特別研究費を相当大幅に増額いたしまして、これに備えるということでございまして、計数上の資料を持っておりませんでしたので、項目だけを申し上げて恐縮でございますが、大体ことの新政策の最重点は、技術振興にあると、この二つに集中するつもりであります。

○近江委員 海外の調査活動のことをおっしゃつておられたわけでござりますけれども、海外コンサルティング企業協会の活動状況ですね。これはサルテイング企業協会の活動状況ですね。これは政府も補助なさつているわけであります。この点についてもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○高島政府委員 こまかい事業活動の実績等を手元に持っておりますが、コンサルティング企業は、先ほどもちょっと申し上げましたように、民間ベースの純粧のものと、それとプラント協会その他の公的団体のベースのものと二通りございます。政府からはコンサルティング活動の振興につきまして補助金を出しまして、これを正式にいえば海外コンサルティング企業協会という名前になつておりますが、御指摘はその協会であろうと思いますが、それに對して四千四百万円ほどの補助金を交付いたしましたが、それを想定する意味での補助金に通ずる思想でござりますが、それを思い切つて踏み切りましたことが目次になります。従来からございました鉱工の技術を要する部面においては、大型プロジェクトの試験研究の補助金等は、相当画期的に増額をされておる。あるいは電子計算機等の非常な高度

トと申しまして、全額まるがかえで政府が民間の研究開発を応援するというたてまえをとつてゐるわけであります。そのほか開発のための融資でも、技術革新につきまして特別に配慮をしている

といったあたりが、いずれにしても国内的に民間企業の技術的な強さを推進していく政策としてとらわれる、これがひいては日本の技術水準を上げ、コンサルティング体制を強固にしていくという内容になるかと思います。そのほか政府みずからやります分野としましては、私のほうで申しますと、工業技術院の各試験所でございます。ここでやつております特別研究費を相当大幅に増額いたしまして、ただいま申し上げましたような補助金を出して、その運営としましては、東南アジアあるいは中近東等々の地域に調査團を出しまして、その実態把握につとめておる、こういう状態にあります。

○近江委員 どうもありがとうございました。これでけつこうです。

○島村委員長 この際古川喜一君から発言の申出がありますので、これを許します。古川喜一君。

○古川(喜)委員 ちょっとお願いがあるのですが、これから委員会の運営のことについてお願ひしたいと思うのです。

○島村委員長 各委員の質問によつて、あるいは答弁によって、その他の委員もいろいろ理解を深めておると思ひます。であるが、委員の質問もそうあります。答弁も非常に聞き取りにくい。だからもっと他の委員にもはつきり聞こえるような音響装置を講じてもらいたいということ。さらにまた、非常に空席も目立つておりますが、われわれ思うのです。であるが、委員の質問もそうあります。答弁も非常に聞き取りにくい。だから

うしろにおると、なかなか聞こえにくい。であるから、これは、席順はきめられておるのでしょうけれども、理事の方が前に並ぶなら並んで、あとから來た委員はその札を出席したときにもらつて、適当なところにその札を置き、すわるということにしたほうが、もっと前へ詰めてよく聞けるのではないか。それを、ここへくると、われわれは常にうしろにいる。ずっと前に空席があつて、適当なところにその札を置き、すわるということにしたのですが、もっと前へ詰めてよく聞けるのではないか。それを、ここへくると、われわれは常にうしろにいる。ずっと前に空席があつて、適当なところにその札を置き、すわる

ことにはないか。それと、前に並ぶなら並んで、あとから來た委員はその札を出席したときにもらつて、適当なところにその札を置き、すわる

のようには一つ考慮してもらいたい。このことを委員長にお願いを申し上げておきます。以上。

○島村委員長 ひとつこちらでも考えますし、あらはるいはまた理事の方ともよく相談いたしまして善処いたしたいと思います。

中村重光君。

○中村(重)委員 今度の再延長には反対をしない。だがしかし、四年間期間延長をやつたのだけれども、当初の四年間と比較すると、それは確かに十一件になったのだから伸びてはいる。しかし、ないよりもしだという雨降り用心的な感じがしてならぬ。やはりこれは機構上にも問題があるのでないか。やはり貿易振興という立場からする局のほうは、まあこの補償契約というのが担当である。どうしても焦げつきを出さないようにしてある。どうしてか、安全第一主義というのが先行するのじやないかという気がするのです。私は事故が起こることを別に希望はない。だがしかし、輸出振興という立場からは、ある程度の出血というものはあり得る。そのくらいなかなか成功するものじゃない。いろいろそういう機構上の問題、あるいは審査が非常に厳格に過ぎるといったような点があるのでないかと思う。それらの点に対しても考え方を大臣からもお示し願いたい。

同時に、時間の節約の点から続いてお尋ねするのですが、この契約希望というものが出来たけれども審査基準にはずれて契約が成立しなかったといふことがあるのだろうと思う。そういう件数が大体どの程度になっているか、一応お答えを願いたいと思います。

○高島政府委員 機構の点でございますが、私いこの間までちょうど貿易振興局長をやつておりまして、両またかけて、先ほどそちらでお考えございましたが、かねて貿易と重工業というものの接点は十分に心してやっているつもりでございます。ただ、この制度は野方図にやりますと、國費の負担も一つ事故が起これば非常に多い。い

ままでは事故が起こらなかつたので、非常に円滑といいますか無風で済んでおりました。一つ起こるとプラントであるから大きいという点もございまして、一応このスクリーンの体制はプラント協会等も使いまして十分にとつておるわけでござりますが、申し入れがありましたときの私どもの心境といたしましては、率直に申しまして、むしろ祝福を受けるといいますか、この制度にたよつてきましたが、申し入れがございましたけれども、一度

ますのは、どこか新市場であるとか、機械が非常にむづかしい、今まで経験がないとかなんとかございますが、そこを踏み切つてあえてやるようなプラント輸出も日本に出てきたなどいう気持ちで、大いに積極的に推進し、重箱のすみをつくりような態度は極力とらせないようになつてまいりますし、また、今後一致してやつてしまいりたいという気持ちであります。それから、機構としては、これは通産省全体の問題になつてしまりますけれども、物資担当のほうで輸出をいま扱つておられる形になつております。たとえば纖維でありますと、一般的な政策は通商、貿易両局でやつておりますが、纖維の輸出に関連しては纖維雜貨局でやつておる。重機械につきましても同様の例にならつております。ただ、この法律をどつちに置いておいたほうがいいのかということは、私自身も先生の御指摘のように問題はあるうと思ひます。ですから、私どもも当初の四年間さらに四年間の期間を延長して、ある程度の効果があらわれたということは認める。したがつて、再延長には先ほど申し上げたように賛成をいたしました。されども、各委員から質疑が行なわれます。ただし、前向きの姿でみんな取り組んでいるわけであつて、輸出の許可をやつておるところを扱つておるといふことなどでござります。これは考え方は両方それがあるようですが、いかんでもそのほ

の関係でございますが、あとは大臣への御質問でござりますから、大臣からお願いいたします。それから、申し忘れまして恐縮でございますが、申し込みがあつてそれがこなかつた例があるかという点でございますが、この実体の押え方は非常にむづかしいのでござりますけれども、一度若干調査をいたしてみましたことがございます。非常にむづかしいのでござりますけれども、一度が、申し込みをして、そしてあと話はかりでござりますが、いざれもその場合は何かの形で相手方との契約がいかない。その保証リスクをとるかとらぬかの問題じゃなくて、話に参りますのは、こういうことがあるから、こういうプラン輸出の可能性があるからあらかじめお話をいたしております。こういう形で政府側へ報告がございます。われわれのほうでは相当期待を持っておりますと、今度はほかの国にとられてテンダーがうまくいかなかつたとか、あるいは延べ払い条件において折り合いがつかなかつたというような事例で消えるということはあります。が、この保証自体に関連してそこまで左右されるといふエートを持つた形では實際上上がつてしまひません。むしろ本体のほうがどうなるかといふことに左右されていると思います。

○中村(重)委員 大臣、先ほど來質疑がかわされておいたほうがいいのかということは、私自身も先生の御指摘のように問題はあるうと思ひます。ですから、私どもも当初の四年間さらに四年間の期間を延長して、ある程度の効果があらわれたということは認める。したがつて、再延長には先ほど申し上げたように賛成をいたしました。されども、各委員から質疑が行なわれます。ただし、前向きの姿でみんな取り組んでいるわけであつて、輸出の許可をやつておるところを扱つておるといふことなどでござります。これは考え方は両方それがあるようですが、いかんでもそのほどではないか、期間を延ばすということだけではなくて、内容的にももと前向でこれを改善していくことが必要だと感じるわけです。そういう点では、通産当局のむしろ消極的な態度といふものがあるような気がしてならない。なまづく貿易振興の中でも、中小企業貿易といふもののがきわめて大きな役割を果たすのであります。

○影山政府委員 お答え申し上げます。

最近における企業倒産の動向でございますが、まず第一番目に、四十一年度は景気回復の途上にあるわけでございますけれども、倒産の数は依然として高水準にあるということでございます。四十一年度は六千百八十七件でございまして、前年比七・五%増加ということになっております。四十二年に入りましてもうそういう水準で続いているわけございまして、二月におきましては七百三十四件と非常に高水準で推移しているわけでござります。それから、最近の特徴いたしまして、小規模企業の倒産が多く、規模が小口化しているということが一つの特徴でございます。それから業種別に見ますと、建設業と商業の倒産が高水準で続いておりますが、製造業は四十一年はかえつて減少いたしているぐらいでございまして、また最近多少増加をいたしておりますというような状況でございます。件数につきましては、四十一年の計が六千百八十七件で、負債金額が三千九百九十億でございます。これは東京商工興信所の調査でございます。

○中村(重)委員 いまの倒産件数並びに負債金額は、これは一件当たりの負債金額は幾ら以上ですか。

○影山政府委員 一件当たりの負債金額は一千万円以上でございます。

○中村(重)委員 あなたのほうは中小企業庁だから、一千円以上というだけの調査でなくして、あなたたのほう自身が通産局を通じ、あるいはその他機関を通じて調査をしておられるであろうと思うので一千円以下の倒産の動向といふものは、どういうことになっておりますか。

○影山政府委員 その点につきましては、正直に申し上げまして十分な調査ができるいないわけでございますが、政府関係の三金融機関の取引先におきますところの倒産状況等を見てみますと、これは規模でございますけれども、個人及び資本金の百万円未満のもの、これが大体四十年で五三・九%，百万円から三百万円未満のものが大体二四・三%でございます。三百万円以下のもの及び

個人企業で、合計七八%ぐらいの数字が出ております。

○中村(重)委員 いつも興信所等でやる調査といふものに依存するということだけでなく、あなたたのほう自身がいわゆる一千万円以下の企業の倒産状況を把握する必要があるのです。そうしなければ小規模企業の対策というものはなかなかか出てこない。むずかしいということはよくわかるのです。わかるのだけれども、やはりこれはせひやらなければいけない。そうしなければ零細企業というものをどうして強くしていくか。また協業化政策等もきめこまかい対策が立てられないけれども、やはりこれはせひも委員会等においてもつきめこまかい調査をやる必要がありますが、何か方法はありませんか。

○影山政府委員 興信所と同じような調査をいたしました。そこで私どもがやっております倒産の調査は、先ほど申し上げましたように、政府関係三機関の貸し付け状況の中から調査をしておるにすぎない、こういうことなんですが、何か方法はありませんか。

○影山政府委員 興信所と同じような調査をいたしました。そこで私どもがやっております倒産の調査は、先ほど申し上げましたように、政府関係三機関の取引先の倒産状況を通じて類推をする、特に小規模事業者につきましては国民金融公庫の取引先あたりを通じまして調査をいたしております。それからまた通産局を通じる調査をおきましては、最近もこれを行なつたわけでございますが、全部をカバーする調査といふものは非常にむずかしい。それで、少しうつかり下げまして、先般も十二月末に倒産企業二百八企業を取り上げて、それを診断的に、もう倒産いたしました企業ではございますけれども、それを追跡いたしまして深い解剖をいたしたわけであります。そういうふうな調査のやり方をいたしております。

○影山政府委員 その点につきましては、正直に申し上げまして十分な調査ができるいないわけでございますが、政府関係の三金融機関の取引先におきますところの倒産状況等を見てみますと、これは規模でございますけれども、個人及び資本金の百万円未満のもの、これが大体四十年で五三・九%，百万円から三百万円未満のものが大体二四・三%でございます。三百万円以下のもの及び

いる企業と違っている点はどういう点ですか。

○影山政府委員 特に小規模事業者につきましては、日本の中小企業は過当競争を行なつておる、規模が小さくて数が多いという点が一つの原因でございます。それからもう一つは、小規模企業者におきましては、私どものところへ東京都内あたりの小規模の零細層の人たちもかけ込んでくるわけでございますけれども、そういう人たちの話を聞いてみますと、どうも帳簿をさつけていない、あるいはコスト計算もしていないという人たちが多いくらいでございます。そういう点で自分たちの経営の指針というものがあまりはつきりしないと、金融機関からも金融の借り入れが非常にむづかしいといふような点もございます。そういう点は今後とも指導をしていきます。私どものほうへかけ込んだ零細層の人たちもいろいろ指導をいたしました結果、簡易帳簿をつけて、コスト計算を簡単にでもしておれば倒産をすることはないと自信がつきましたといふことを私どものところにも申してくるような事情もあるわけでございまして、そういうふうに経営管理といふものについてのおくれというところが小規模事業者には目立つということではないかと思います。

○中村(重)委員 経営管理という点がきわめてすさんであるという形で経営不振に陥り、ついには倒産する、そういうことも私は相当あると思う。同時に金融がどうしてもうまくつかない、人手不足という関係等もあるわけですから、たとえば金利、高利貸しの金融に依存しておる面もあるわけですが、そういうこと、人手不足、それから金融がなめらかにいかない、それらの点が小規模企業が倒産する最大の原因であると思いますので、もちろん過当競争といふことはあり得るわけですが、そういうことを考へておられるわけでございます。

○中村(重)委員 政府三機関を通じての小規模企業の倒産の動向といふものはお答えのように把握しておられるわけですが、その倒産の原因といふものは、一千円以上の負債を持って倒産をして

なお、産炭地の中小企業の動向ですが、御承知のことおり、今度はまた一千万トン程度の閉山をする事になる。三万人以上の炭鉱の労働者の首切りが予定されておりますね。したがって産炭地の荒廃ということは明らかであります。そうなつてまいりますと、この産炭地の中小企業といふものはさらに深刻な状況に追い込まれるであろうと思いますけれども、最近の産炭地における中小企業の動向はどういうことなんですか。

○影山政府委員 主として北九州の産炭地の中小企業者を対象にいたしまして、産炭地の中小企業者とのための保証保険の特例を認めておることは御承知のとおりでございます。その運用状況等についておきまして、最近におきましては、福岡県が月中、一月におきまして大体千八百六十万円くらいの保証があるような状況でございます。そういう状況でございまして、從来から見ますと多少落ち込みました。それから從来北九州の商工会議所等を通じまして私どものほうへ特別金融等についての話が持ち込まれておったわけでございますけれども、そういう点も最近は多少下火になつております。それから從来北九州の商工会議所等の話が持ち込まれておったわけでございますけれども、産炭地の炭鉱の閉鎖といふことがございまして、産炭地の炭鉱の閉鎖といふことなどがございまして、産炭地の炭鉱の閉鎖といふことと現在の労働者不足といふことで引き取り手もあるといふことで問題が私どものほうへ入つてくるのは從来よりも多少下火になつておるというふうなことかとも思いますが、それでも、まだこれは具体的に問題を取り上げて処理をしなければならないといふことをございまますので、具体的に問題が起るに従いまして、私ももその手当てをしていくということを考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 いろいろお尋ねしたいことがありますので、具体的に問題が起るに従いまして、私どもその手当てをしていくことを考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 いろいろお尋ねしたいことがありますので、具体的に問題が起るに従いまして、私どもその手当てをしていくことを考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 いろいろお尋ねしたいことがありますので、具体的に問題が起るに従いまして、私どもその手当てをしていくことを考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 いろいろお尋ねしたいことがありますので、具体的に問題が起るに従いまして、私どもその手当てをしていくことを考えておるわけでございます。

ていかなければならぬという点がこの前の附帯決議という形になつておる。ところが、内容的にはそこまでいっていない。ただ、第一種保険とか、第二種保険とかいうようなものを普通保険に一本化するという程度である。これでは私は不十分であると思うのですが、委員会の附帯決議を尊重するという立場からいたしますならば、もう少し内容的に前向きで改めていくといふことが必要ではなかつたかと思うのですが、その点が小規模な改正にとどまつたのはどういう理由によるのか。委員会の附帯決議というものが適当でないをお考えになつたのか、ひとつその点をお答え願いたいと思います。

○影山政府委員 商工委員会の附帯決議におきますところの運用の緩和は、主として倒産関連保証保険の運用についての緩和の附帯決議でございまして、これは指定基準等は通産大臣がきめるといふことになつております。その指定基準等につきましては、附帯決議を受けまして、当初はこの倒

産企業の指定基準が、対象になります企業の負債総額が、金融機関からの借り入れ金を除きまして十億円以上の企業の倒産でなければならぬといふことになつておつたわけでござりますけれども、これを緩和いたしまして、十億円未満五億円以上の企業の倒産であつて、当該企業の倒産が地域経済に著しい影響を及ぼすと認められる場合と

いうことに運用を緩和いたしたわけでござります。

それからもう一つは、親企業と密接な関係のある一次下請といふものを指定をいたすことによつてしまして、その指定基準といたしまして、当初指定された倒産企業と相当の取引のある関連企業、または資本的もしくは人的結合の関係の強い系列企業が倒産した場合についても、この第一次下請を指定するということに緩和をいたしたわけでござります。そういう点で運用の面におきまして附

帯決議を十分尊重して運用いたしておるような次第でござります。

○中村(重)委員 この第一種保険を今度はなくす

るわけですね。これを廃止して第二種保険と一緒にして普通保険ということに改めようとしている。ところが保証料率とかの問題で矛盾を感じるのですが、第一種保険というものは保険の限度といふものが百万円ということになつておつた。今まで普通保険という形にこれを改めてまいります

と、二百万円が三百万円になるということになると、二百万円が三百万円になるということになります。ところが第一種保険の場合保険料率といふものが一厘五毛である。災害、産炭地とか倒産防

止という形ではこれが一厘。ところが今度は普通保険といふことになつてまいりますと、一般が二厘二毛である。それからそつた特例によるものが一厘四毛があるという形になつてまいりますと、この第一種保険の保証料というものが上がつてくるという形になるのではないかと思うのです

が、その点はどうではございませんか。

○影山政府委員 第一種保険を廃止いたしまして、それが普通保険に移行するという形をとるわけではございませんで、第一種保険は今度恒久化

いたします無担保保険に包含されるということになりましたして、従来の無担保保険の限度額二百万円を三百万円に上げるということになりますので、第一種保険の保険料率でありますところの一厘五毛はそのまま無担保保険の一厘五毛に移行するということでござりますので、影響はないわけ

でござります。

○中村(重)委員 その点はわかりました。

それから特別小口保険といふものは、これは当然今度は改正案をお出しになるであろうと思っておつた。ところが、これはお出しにならないわけ

であります。これまで商工委員会の附帯決議というものは数項目にわかつて、ぜひ近い機会にこれを改正しなければならぬという強い要望がなさ

れておつたわけですが、これに対し改正案をお出しになる予定がないということですか。

○影山政府委員 商工委員会の附帯決議におきまして、特別小口保険の限度を引き上げるという附

帶決議がされておることは御指摘のとおりでございますが、先生の御承知のように、特別小口保険

は従業員が五人以下、商業、サービス業につきましては二人以下でございますが、そういう小規模の中でも零細層に対しまして納税証明書というような形式審査だけで簡単に審査をして保証をしていくという制度でございますので、保証協会にとりましては非常に危険の多い制度であるわけでござります。そこで、この特別小口保険の限度を引き上げるという要請と同時に、まず特別小口保険の保証の実績を上げていかなければならぬといふ要請がその前にあるわけでございまして、これは国会でも、当商工委員会等におきましても強く指摘されたところでございますが、まずその点に力をいたしまして、数次にわたりまして保証協会を指導いたしました結果、特別小口保険の意義といふものにつきまして保証協会が相当努力をいたしてくれまして、最近におきましては相当程度実績が上がりまして、四十一年四月から四十二年一月までの実績は百二十六億円ということで、大体三月末までに四十一年度に予定しております計画をほぼ達成するのではないかというふうなことでございますが、ただこれをさらに一百万円あるいは二百万円に上げていくことにつきましては、まだ保証協会自体の基礎といふようなものも考えあわせなければいけませんので、今回の改正にはこれは盛り込まない、引き続きこの特別小口保険の実績をさらに上げていくという方向で保証協会を指導いたして、商工委員会の附帯決議の御期待に沿いたいと考えております。

それと同時に、もう一つは無担保保険を従来の二百万円を三百万円に上げるということで、また緩和をはかつたわけでござります。この点御了承を願いたいと思います。

○中村(重)委員 これは実績を上げていくといふことになりますと、無担保保険の場合でもそうなんですが、また特別小口保険もそうなんです。ですから、もちろん実績といふものは上げていかなればならぬ。いわゆる信用力のない中小企業、

なかなかく小規模企業に対して信頼補完といふのを強化していくということは当然であるわけ

です。ですから無担保保険を、二百万円を三百万円にしたということも、その趣旨によっておやりになつたということはわかるわけです。それならば、この特別小口保険も同様な考え方の上に立て改正をされる必要があつたと私は思う。

そこで実績についていろいろとお答えがあり、あなたはいま非常に危険があるとおっしゃつたわけですが、特別小口保険あるいはこの無担保保険の代位弁済といふものはどういう状況になつておるのか、一応その点を明らかにしてもらいたいと思います。

○影山政府委員 特別小口保険の代弁率につきましては、まだ実施して一年ばかりでございますので、すぐ実績は手元に資料はございますので申し上げますけれども、そうたいしたいまでのところ代弁率にはなつてない。今後代弁率が増加するということは予想されるわけでござります。

○中村(重)委員 お尋ねした特別小口保険はどうですか。

○影山政府委員 ただいま御答弁申し上げましたのは特別小口保険についての実情でございます。

○中村(重)委員 この無担保保険もそれから特別小口保険も三十万円から五十万に引き上げたといふのは同じ時期であったわけですが、ですから特別小口保険といふものの調査がされておるならば、私はそのどちらも調査ができるはずはないと思う。したがつて、いろいろな調査の結果、やはり改正の必要があるということで改正案をお出しになつたはずなんだから、だから質問に対し

て、まだ実施してから期間があまり長くたつてないから調査をしてないのだ、答えられないのだということは適当でないと思う。

○影山政府委員 ただいま数字が出てまいりましたのでお答え申し上げます。

特別小口保険につきましての代位弁済は百二十九件、三千六十六万四千円。

○中村(重)委員 特別小口保険についてあなたのほうでは、実績をあげることに重点を置きたい、そして商工委員会の附帯決議の趣旨を生かしていき

たい、そうおっしゃった。ところが、私はこの前も御質問をいたしましたとおり、ともかく特別小口保険の金額を百万円程度まで上げていく必要があるということ、それから納税要件であるとか、まだいろいろときびしい条件がついておるわけでありますから、これを緩和していく必要があるのだということ、納税要件の中で住民税の所得割りというものがついておる。これは均等割りといふのでいいのではないかということに対しては、保證協会のいわゆる能力といった点からそこまではまだ踏み切れない、そういうことであった。したがって、これを修正することなく、次の機会にこれの改正を期待して附帯決議がつけてあつたわけです。ところが御承知のとおりに、税制の面においてましましても、免税点を引き上げるという形が出てきまして、それで課税最低限というものが出てきている、そうですね。課税最低限というものが非常に高くなつてきましたわけです。だからそうなつてしまりますと、この所得割りというものがやはり納税要件としてそのままありますと、超零細企業といふものはこの特別小口保険の対象になり得ないことになる。この点やはり問題だと思うのです。あなたのほうで調査をしていらっしゃると思うのであります。が、今度の税制の改正に伴い、さらにこの免税点が高くなつてきたわけですか。私は思う。当委員会におきましても、その点が中立的に議論されるわけですから、だからあなたのはうとしては、改正しなくてもいいのだ、ただ実績をあげるということによつて委員会の趣旨に沿つていきたいというようなことにはならないと私は思う。やはりそういう特別小口保険といふのは、あえて私は特種部落といふことばを前にも使つたのであります。が、そういう特種部落のこの特別小口保険といふものに対するまでは、もうひとことでなければならぬと思いますから、それらの点に対して一応お答えを願いたいと思います。

○影山政府委員 先生御指摘の点につきましては、この附帯決議等を受けまして今度の保険制度を改正いたしますにつきましては、中小企業政策審議会の金融小委員会におきまして、特に保険関係は去年の五月以来十回近く会合を開きまして検討いたしましたわけでございまして、その際、先生御指摘の点は十分議題にあげまして検討いたしたわけですが、それでござります。その際に、所得割りを廃止いたしまして均等割りにするということになりましたと、まずおそらく実質的にはそういう形式要件がなくなるということに近いのではないか。そうなりますと、納税証明によるところの形式要件で審査をしないで、形式的に簡単な手続で小規模零細層のために保証をしてあげるという特色がなくなるのではないかというような点もござりますし、また審査をいたしますと、とかく保証協会は小規模零細層につきましてはきびしい審査をするという点も考慮されますので、この点につきましては、形式審査のままでいくのがバタードであるという結論を出したわけでございます。そのかわり無担保保険につきましては、これは身内保証だけでもいいのだというような条件のやり方もあるわけござります。小規模事業者のそちらの形式要件に該当しない人は無担保保険、しかもこれは身内保証というようなものを利用して、こちらのほうを活用していただきたい、こういうふうに私どもは考えた次第でございます。

なりの調査をおやりになつていいぢやないか。何もやらなくて、ただ所得割りを納めてないから、こういうことだけで特別小口保険の対象からはずすということは、私は零細企業対策にならない、こういうわけです。課税最低限というものがずっと下がってきておる方向であるならば私は言いません。しかし、その課税最低限というものを引き上げて、できるだけ所得税を納めさせないようにして、そういう態度であるわけでしょう。一方においてはそういう善政が行なわれてきておる。だがしかし、所得割りを納めてないより零細性の強いところのそうした企業に対して、特別小口保険の対象からはずすということは矛盾があるのではないかというのです。だから、あまりにも形式にとらわれて実態を無視するという行き方は適当でないと思う。そういう人はどこへよればいいのか。零細性の強い企業者といふものは、これは企業といっても生業なんですが、ほんとうに朝暗らよろしいのです。少なくともそういうものは社会保障によって救済すればよろしいのだという形の人たちを金融から見放してしまつたらどうしたらよろしいのです。少くともそういう配慮といふもののがなさるべきではありませんか。前回の法改正の場合にも、私はその点を強く申し上げた。だから、それに伴つて与党の諸君ももつともだとうよ。ところが、あなたの答弁は、依然として前回の改正案のときの答弁と変わりないぢやありませんか。せめて今度改正案をお出しにならないなら、その趣旨に沿つて調査をいたします、ところが実態はこういふことなのです。こういふことで、もつて、もつと納得のいくよなお答えがあれば別です。だがしかし、あなたの答弁は、納稅要件なんというよな、そういうものをくずすことになるのだ、あるいは全体の対象となるところのそういう業者の調査をしていかなければ、きびし

い調査をしていかなければだめなのだというようないことで、前回と一つも違わない。議事録をお読みになつてごらんなさい。あなたのお答えは少しも発展がありません。改正案もお出しにならない。どうも前回と少しも変わらない、少しも発展がないといふことで、委員会を納得させようと違う考え方方は、私は甘過ぎると思う。それでは中小企業庁長官としてのあなたの任務はつとまらないのじやありませんか。

○影山政府委員 先生の御主張、お話は、前回からもよく承つておるわけでございまして、その点も考慮いたしまして、中小企業政策審議会等におきましてもいろいろと審議をいたしたわけでござります。率直に申しまして、先ほど冒頭に申し上げましたように、保証協会自身にとりましては非常にリスク一的な制度でございますのを、しりをたたきながらここまで実績をあげてきたということです、まず形式審査のものだけでも実績をあげていきたいということに重点を置いておるわけでございます。そういう点で、まだこの点についての改正というものがなされなかつた点につきましては、おわび申し上げなければいけませんけれども、これは、対象中小企業者の資格要件は省令でさきめることになりますので、今後の運営状況を見ながら、先生の御趣旨に沿つて、改正すべき点は改正したい、こう考えております。

○中村(重)委員 あらためて質問することがあります。だから、あなたのいまの答弁は、まあ前向きの答弁である、少なくとも委員会の附帯決議を十分尊重して、前向きで処理していくというような考え方方であるということでありましょう、いまのあなたの答弁は。ですから、またあらためてお尋ねをいたしますが、特別小口保険の問題については一応私のほうも時間をあなたにかします。だから十分納得のいくひとつ措置をしていただきたいと思います。

なお、これも附帯決議の中にあるわけでありますが、「中小企業信用保険公庫への出資の増額に努めること」というのがあるわけです。これは、

より具体的には、準備基金というものがもつと多く出資されなければならないということが、三十九年に七十九億円であった準備基金が、四十年になりましても八十一億四千万円というにすぎない。ところが先ほど来、あなたは保証協会の保証能力というものを持てていかなければならぬのだということ。そのことのため、特に信用補完といふものを強化していくというためには、どうしてもこの準備基金というものが相当増額されていかなければならないわけなのです。それでなければいわゆる資金量に食い込むということから、どうしても優良な企業にのみ保証していく、こういう形になる。そしてほんとうに保証してもらわなければならぬようなそうした超著細企業というものがはずされる。危険度が高いということでは必ずという形になってまいりますから、この準備基金をもつと増額をするということに対しましては、相当な取り組みをしておられるだろうと思いますが、この点はどうなのですか。

すといふお答え、そのことが、あなたの考え方方はきわめてうしろ向きですよ。八十一億四千万円の準備基金といふものは運用益といふのを期待しているということです。これでは準備基金といふものの意味をなさない。ある程度は危険だつて伴うんですよ、保証といふものは。したがつて、これを食いつぶすことだつてあるんですよ。しかし非常にきびしくして、この準備基金といふものをそのまま据え置いて、その運用益といふことによつて保証協会の運営をはかつていいこうといふ、そういう消極的なことでは小規模企業に対する信用補完といふのを強化していくことはならない。いかにあなたのほうの指導といふものがうしろ向きであるかといふことがこではつきりする。どだいあなたの考え方が、八十億四千万円あるから、これでだいじょうぶですという答弁です。これは動いていないでしょ。私どもが言つているのは、信用補完制度といふものとまへて、こちによつて、信託金

資の増額に努めること。」という附帯決議の内容でござりますが、先ほど先生御指摘の、準備基金をややすという場合と融資基金をややす場合とあるわけでございまして、この準備基金につきましては、先生御指摘のように、積極的な保証協会がやるということによりまして、このわずか失が信用保険公庫のほうへかかる場合の準備基金でござります。これは私どもいたしましては、たとえば倒産関係につきましては、近畿の方の各県の信用保証協会あたりは損失覚悟で保証を積極的に行なつているというような状況もあってございまして、そういう積極的な保証の中導は私ども從来からもやっておりますが、今後ともやつていくつもりでございまして、もしもそれをいう結果、八十一億四千万円が食いつぶされてしまうことがあっても私どもはやむを得ない。これがもしも食いつぶされまつたならば、原資と申しますかが減少いたしましたならば、それを補てんするという大蔵省への要求をするのにはやぶさ

ては、その前提となりますが、ところの保険料の引き下げをまず行なう必要があるわけでござりますが、その保険料の引き下げにつきましては、去る四十年の十二月一日に三毛ないし四毛という大幅な引き下げを行ないまして、その引き下げに伴いまして各保証協会の保証料の引き下げを強力に指導いたしましたのでございますが、その結果、現在の状況におきましては、五厘以上の保証料率を持つておる保証協会は皆無となりました。四厘五毛から四厘九毛の間が二十四協会、それから四厘から四厘四毛の間が十七協会、三厘九毛以下が十協会というようになつてゐるわけでございまして、さらにこの四厘五毛以上の二十四協会等につきましても積極的に引き下げをさせるということを努力いたしていけるわけでございまして、たとえば長崎県あたりは高いほうから四番目くらいによりまして近く二毛の引き下げを行なうという

○中村(重)委員　いまのあなたのお答えの現在八
十一億四千万円あります、これで十分でございま
ざいまして、準備基金と融資基金の二つあるわけでござ
いには、準備基金と融資基金の二つあるわけでござ
い。公庫に損失が起るという場合を予想して、國から信用保険公庫のほうへ出資をいたすということになつておりますので、現在八十一億四千万円ほど
になつております。そこで、これだけあれば信用保険公庫自身の損失準備基金として十分でございますので、本年度はこれの追加
をいたしておりません。そのかわり融資基金、これは保証協会のほうで低利で貸し付けて、その信用保証協会自体の基盤強化にも寄与させたいとい
う趣旨の基金でございますが、これは四十一年度
は七十五億を、融資をいたす予算が取れたわけでございますが、四十二年年度は九十五億円と二十億
ほど増加をいたしております。これを活用いたしまして、信用保証協会のてこ入れをしていきたい
ということです。

基金といらうものをもつと増額して、ある程度これを食いつぶすというようなことがあってもやむを得ないのでないか。あまりにも独立採算制を強化していくて、そして安全第一主義という形でこれを運用するということになつてまいりますと、この信用補完制度といらうものがほんとうに効かない。それではいけないのでないかというのが、この準備基金を増額しろという附帯決議の形となつてあらわれているわけです。大蔵省はおそらくこの点に対してもは相当きびしいのであると思う。ところが、あなたのほうがいまのような消極的な考え方を持つておりますては、そういうきびしい大蔵省に対して準備基金を増額させるということに私は成功しないと思う。いつまでたっても附帯決議は同じようなことを繰り返す、いわゆるマンネリ化してしまう、こういう形に私はなろうと思う。それではいけないとと思うのですが、その点はどうなんですか。

○中村(重)委員 保険公庫への出資を増額する
いうのが、融資基金と準備基金と二つあることは
わかっている。ところが、この準備基金をもつて
増額をしなさいということをいつも強くあなたの
ほうには要求しておるわけです。まあしかし後段
のあなたのお答えといふものによつて、積極的に
損失覚悟で取り組んでいこうというわけですかね
ら、そういうことでやつてもらいたいと思いま
す。八十一億四千万円あるんだからだいじょうぶ
だというような、運用益でこれを運用するといふ
ようなことが当然であるかのごとき消極的な先ほ
どとの答弁といふものは改めていかなければならな
い。後段にお答えになつたようなことで取り組ん
でもらいたいと思うのです。

なお、この保証協会の保証料率ということがい
つも問題になるのであります。この点はどのよ
うに改善されましたか。

○中村(重)委員 この保証協会のあり方というものにつきましては、また適当な機会にもっと掘り下げてお尋ねもしたい、また提言もしたいと思っております。もう保証協会というものは、これほど保証、信用補完制度を強めていくというようなことが最も重要視されておる現段階においては、やはりもっと保証協会の現在のあり方と、それがこれでいいのかどうかという点については十分検討しなければならぬと思います。ですから、この保証料率の問題は、できるだけ一元化するような方向で、ということを望ましいわけです。そういうことでさらに研究をしておいていただきたいと思います。

資の増額に努めること。」という附帯決議の内容でございますが、先ほど先生御指摘の、準備基金をふやすという場合と融資基金をふやす場合と二方あるわけでございまして、この準備基金につきましては、先生御指摘のように、積極的な保証協会がやるということによりまして、このむずかしい場合は、失が信用保険公庫のほうへかかってくる場合の準備基金でございます。これは私どもいたしましては、たとえば倒産関係につきましては、近畿の方の各県の信用保証協会あたりは損失覚悟で保証を積極的に行なつていいというような状況もあるわけでございまして、そういう積極的な保証の仕事は私ども從来からもやつておりますが、今後ともやついくつもりでございまして、もしもそれをいう結果、八十一億四千万円が食いつぶされてしまうことがあっても私どもはやむを得ない。これがもしも食いつぶされましたならば、原資と申しますかが減少いたしましたならば、それを補てんするという大蔵省への要求をするのにはやぶさか

ては、その前提となりますが、ところの保険料の引き下げをまず行なう必要があるわけでござりますが、その保険料の引き下げにつきましては、去る四十年の十二月一日に三毛ないし四毛という大幅な引き下げを行ないまして、その引き下げに伴いまして各保証協会の保証料の引き下げを強力に指導いたしましたのでございますが、その結果、現在の状況におきましては、五厘以上の保証料率を持つておる保証協会は皆無となりました。四厘五毛から四厘九毛の間が二十四協会、それから四厘から四厘四毛の間が十七協会、三厘九毛以下が十協会というようになつてゐるわけでございまして、さらにこの四厘五毛以上の二十四協会等につきましても積極的に引き下げをさせるということを努力いたしていけるわけでございまして、たとえば長崎県あたりは高いほうから四番目くらいによりまして近く二毛の引き下げを行なうという

があることは御承知のとおりであります。この出損金が、いまのところ各企業体等が出捐金を出します場合に課税の対象になっている。損失扱いに証協会に対するところの出捐金ということで企業等が協力をする場合、当然これを負債勘定に入れいくというようなことにしなければならない。これに対してはどうなんだということを私は当时三木通産大臣にお尋ねをしました。三木通産大臣はきっぱりと、これは税金をかけません、課税の対象にいたしません、免税をいたしますということをお答えになつております。その後どういうこととに大蔵省との折衝はなつておりますか。今度は当然免税扱いに四十二年度からなるのでございましょうね。

○影山政府委員 先生御指摘の趣旨に沿いまして大蔵省とただいま折衝いたしておる次第でございまが、出捐金につきまして何らかの減免の措置をとるという方針は、私どもと大蔵省と一致いたしておるわけでございますが、その方法につきましてまだ一致しておりません。その方法論といたしましては、一つは、出捐金を指定寄付ということにいたしまして、これを金額損金扱いにするという方法と、もう一つは、これが出資について配当がないというところをとらえまして、出資の評価減を行なうというやり方があるわけございまが、こちらの方法によりますと、石油資源開発株式会社に対する出資等の例を見ましても、二分の一の評価減ということになるわけございます。これでは不十分であるということで、なお大蔵省と折衝の段階でございます。

○中村(重)委員 この法律案は三ヶ月期間を延長するということにすぎないわけでありますから、あらためてまた十分質疑をする機会があるので、きょうはこの程度で終ります。

○島村委員長 近江君。

○近江委員 時間の関係もございますので、こまかい点についてはまた一般総括的な質問の機会にさせていただきたいと思いますが、特に本制度の

実際の利用面におきまして一、二の点についてお聞きしたいと思います。ところが、御承知のとおり零細業者、中小企業者というものは、のどから手が出るほど金がほしいときに、証券会社に対するところの出捐金というふうに言わざりません。あまり、今後ますますふやさなければならない、サービス網の拡充に力を尽くす、このように言われておるわけでございます。現在一年三ヶ月経過しておりますが、どのくらい拡充され、またサービスが行き届いているか、現状をひとつお聞きしたいと思うのです。

○影山政府委員 協会の数は県単位が四十六、市が五、合計五十一でございますが、この数はふえておりません。あまり数をふやしますと、たとえば県の出捐あるいは各銀行その他の団体の出捐というふやさないほうがいいというふうに考えておるわけでございます。

○近江委員 それから支所はどうですか、出張所、連絡所ですね。

○影山政府委員 支所、出張所につきましては、支所が百二十一ヵ所、出張所が九ヵ所でござります。これは大蔵省といたしまして、非常に定期をしなければ貸さなければ貸さない、あるいは定期をしなければ貸さない、こういったことが現状なのです。確かに制度はりっぱにこのようにあるけれども、仮つくりて魂入れずというふうなことがありますけれども、こういうような点におきましてはんとうに困っているこういった零細業者の立場を今後どのように保護なさっていくのか、この制度をどのように実際に生かされていくつもりか、こういった現状の点からひとつ今後の処置、対策をお聞きしたいと思うのですが。

○影山政府委員 御指摘のような具体的な例は、私どもとしても非常に遺憾な例でござります。私どもいたしましては、信用保証協会あたりは、小規模零細層の人たちが保証に来た場合には、むしろ自分のところで保証をしてあげて銀行のほうをあっせんをしてあげるというやうなやり方をやるべきだという指導もいたしておるわけでござります。そういう点につきまして、私どもの指導が未端まで浸透いたしませんで、そういう事情があるといふことにつきましては、今後とも一そぞそういう方向で指導を強化していくべきだというふうに考えております。

それから、先ほどの株を払い込めという問題は、おそらく、信用金庫あたりは会員制なものでございますので、その会員になれといふことを要求されたのではないかというふうに考えるわけですが、これは大蔵省とともに一緒になって取り締まりをしておるような次第でございます。

○近江委員 私はまだまだいろいろな具体的な問題があるわけでございますが、次の機会に譲ることといたします。要するに、本制度の活用においては、いま政府委員が答弁なさったように、ひつあくまでもそういう業者を守るという立場におきまして、さらにこういった監督強化を特にここで要望しておきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

○島村委員長 この際、参考人出頭要求の件についておはかりいたしました。

○島村委員長 この際、参考人として東京瓦斯関係者から意見を聴取することとし、その人選、手続等に関しましては、委員長に御一任願うことにして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

○島村委員長 御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

○島村委員長 一二月二十日にこの信用金庫から調査に來たわけです。それで一月七日に保証書が金庫に来ました。知人の紹介で再び保証協会へ行つたわけです。そのときにある金庫を紹介されたわけを受けます。その人の要するに紹介がありまして十二月二十日にこの信用金庫から調査に來た